

地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン 2020年度暫定版

2020年 月

地方創生SDGs金融調査・研究会

(事務局：内閣府地方創生推進事務局)

1 はじめに

2

3 2019年3月25日付で、「地方創生SDGs・ESG金融調査・研究会」より、「地方創生に向けたS
4 DGs金融の推進のための基本的な考え方」¹が示された。この報告書の中では、地域の多様なステーク
5ホルダーが連携して、地域課題の解決に向けて、キャッシュフローを生み出し、得られた収益を地域に
6再投資する「自律的好循環」を形成することが求められている。

7 2019年度に設置された「地方創生SDGs金融調査・研究会」では、「地方創生SDGs金融の官民
8連携のパートナーシップによる自律的好循環形成に向けて」²の報告書が作成され、登録・認証等制度の
9展開や、様々なステークホルダーによる事業の取組に対する評価手法等の構築などの枠組みについて具
10体化が本格的に進められているところである。

11

12 本ガイドライン策定までの経緯

13

14 「地方創生SDGs登録・認証等制度」について有識者及び実務経験者等により、以下の3点を基本
15的な考え方としながら、本ガイドラインの内容等が議論された。

16

- 17 ① 既にいくつかの地方公共団体等で実施されているSDGsに関する登録等制度の内容との整合性
18 に配慮すること
- 19
- 20 ② 登録・認証等の制度の実施を検討しようとしている、または未だ実施検討を行っていない地方公共
21 団体等の状況などを踏まえたものとする
- 22
- 23 ③ 地域事業者による地方創生SDGsに関する取組を加速させるような仕組みであること

24

25 本ガイドラインは、これらの議論等を踏まえ、地方創生SDGs金融調査・研究会（事務局：内閣府
26 地方創生推進事務局）が策定したものである。

27 地方創生の実現においては、SDGsへの取組を通じた官民連携のパートナーシップの構築が重要
28 であり、今後益々、地方創生SDGsに積極的に取り組む地域事業者等における取組の「見える化」
29 の必要性が高まることが想定される。そのため、各地方公共団体や、民間企業等における「地方創生
30 SDGs登録・認証等制度」の構築を支援するガイドラインの早急な提示が期待される。

31 なお、今後も地方公共団体関係者、民間企業、住民、有識者をはじめ関係各分野からのご意見を踏
32 まえながら継続的に見直しを実施する予定としている。

33

34

¹ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs_kinyu.html

² https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs_kinyu2.html

1 地方創生SDGs金融調査・研究会（敬称略・五十音順）

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38

◎座長 ○座長代理

（委員一覧）

- 上田ゆかり 北九州市企画調整局SDGs推進室次長
- 金井 司 三井住友信託銀行株式会社経営企画部フェロー役員
チーフ・サステナビリティ・オフィサー
- 蟹江 憲史 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
- 篠崎 研一 第一勧業信用組合連携企画部部長
- 渋谷 博之 多摩信用金庫経営戦略室長
- 鈴木 圭一 株式会社横浜銀行地域戦略統括部長
- 竹ヶ原啓介（○） 株式会社日本政策投資銀行執行役員産業調査本部副本部長 兼
経営企画部サステナビリティ経営室長
- 林 宏行 長野県産業労働部長
- 三宅 和彦 株式会社愛媛銀行執行役員企画広報部長
- 村上 周三（◎） 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構理事長
一般社団法人環境不動産普及促進機構理事長

（オブザーバー）

- 金融庁
経済産業省
中小企業庁
関東経済産業局
環境省
外務省

1	目 次
2	
3	第1章 本ガイドラインにおける基本事項
4	1. 本ガイドラインの目的
5	2. 本ガイドラインの基本的な考え方
6	3. 本ガイドラインの構成
7	
8	第2章 地方創生SDG sとは
9	1. 持続可能な開発目標（SDG s）とは
10	（1）SDG sを巡る国際的な動向
11	（2）金融面におけるSDG sの動向
12	（3）政府におけるSDG s達成に向けた取組
13	（4）民間企業等におけるSDG s達成に向けた取組
14	（5）地方創生SDG sの推進に向けて
15	2. 地方創生におけるSDG sの位置付け
16	（1）SDG s実施指針における取組
17	（2）第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における取組方針
18	（3）第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「地方創生SDG s登録・認証等
19	制度」の位置づけ
20	（4）「SDG s未来都市・自治体SDG sモデル事業」の取組
21	（5）地方創生SDG s官民連携の推進
22	①「地方創生SDG s官民連携プラットフォーム」
23	②「令和元年度上場企業及び機関投資家等における地方創生SDG sに関する調査」
24	3. 地方創生SDG s金融を通じた自律的好循環の形成に向けて
25	
26	第3章 地方公共団体によるSDG s登録・認証等制度の取組
27	1. 地方公共団体におけるSDG s登録・認証等制度を巡る現状
28	（1）地方公共団体における登録・認証等制度の取組状況
29	（2）今後の取組の加速化に向けて
30	2. 「地方創生SDG s登録・認証等制度」のメリット
31	
32	第4章 「地方創生SDG s登録・認証等制度」の構築に当たって
33	1. 「地方創生SDG s登録・認証等制度」について
34	（1）「地方創生SDG s登録・認証等制度」の基本的な考え方
35	（2）「地方創生SDG s登録・認証等制度」の枠組み
36	①登録・認証等制度の全体像及び運用主体
37	②登録・認証団体の取組状況に応じた登録・認証基準の設定の考え方
38	③登録・認証プロセス
39	2. 「地方創生SDG s登録・認証等制度」の構築・運用に向けた準備等

- 1
- 2 第5章 本ガイドラインの今後の方向性
- 3
- 4 留意事項
- 5

第1章 本ガイドラインにおける基本事項

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、地方創生SDGs金融を通じた「自律的好循環」を形成するため、登録や認証の仕組みに取り組んでいる、または、仕組みの構築に関心を持つ地方公共団体・民間団体等を主に対象として作成されている。地方公共団体・民間団体等が登録・認証団体として、地域事業者等によるSDGsへの取組を評価し、「見える化」するための「地方創生SDGs登録・認証等制度」を運用するに当たって、整備すべき事項等について考え方を示すことで、その取組を促進することを目的としている。

2. 本ガイドラインの基本的な考え方

本ガイドラインは、各地方公共団体・民間団体等を含む全てのステークホルダーが自身の考え方に沿って取組を促進するための支援ツールであり、本ガイドラインの使用を強制するものではない。

具体的には、「地方創生SDGs登録・認証等制度」を取り入れることの意義や「地方創生SDGs登録・認証等制度」の目的及び概要、取組によるメリット等を明示することで、これまで地方創生SDGsへの取組が進んでいない、または取組の実施について検討している地方公共団体・民間団体等による取組の一層の加速化を図るものである。さらに、すでに「地方創生SDGs登録・認証等制度」を独自で策定している地方公共団体・民間団体等においても、これら団体が引き続き取組をさらに促進、拡大するための参考となる考え方を示すものである。

3. 本ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は、以下の通りである。まず、第2章では、地方創生SDGsの概要と現状について説明する。続く第3章では、「地方創生SDGs登録・認証等制度」の概要について説明を行う。第4章では、「地方創生SDGs登録・認証等制度」に期待される事項と具体的対応方法について説明を行うこととする。

4. 本ガイドラインにおける用語の説明

① 登録・認証団体

「地方創生SDGs登録・認証等制度」の登録・認証を行う団体の総称を指し、地方公共団体及び民間団体等を想定。

② 申請者

「地方創生SDGs登録・認証制度」に申請し、登録・認証等を受けることを希望する団体の総称を指し、地域事業者をはじめ、地域金融機関や上場企業（支店等含む）等を想定。

③ 地方創生SDGs登録・認証等制度

・本ガイドラインで検討を進めている制度を指し、登録・認証団体が「宣言」「登録」「認証」の3つの段階から1つまたは複数を選択して制度の設計、運用を行うもの。

それぞれの制度において見込まれる効果は以下のとおりを想定している。

「地方創生SDGs宣言」：SDGsへ取組む地域事業者のすそ野拡大

1 「地方創生SDG s 登録」：地域事業者の地方創生SDG s にかかる事業の高度化

2 「地方創生SDG s 認証」：地位事業者の取組の専門的・客観的な評価による事業拡大

- 3 ・なお、既存の地方公共団体等によって運営されている地域事業者等へのSDG s に関する取組を
4 登録・認証するための制度全般については、「登録・認証等制度」と記載する。

5
6 ④ 評価手法・評価基準

- 7 ・登録・認証等を行うに当たっての評価及び登録・認証後に取り組みの進捗確認等を行うに当たっ
8 ての評価に関する手法及び基準を指す。評価の実施に当たっては、「地方創生SDG s 取組達成
9 度評価項目³」等を参考とし、地域の実情に応じた評価基準等を設定することが期待される。

10

³ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs_finance_report_main.pdf

1 第2章 地方創生SDGsとは

3 1. 持続可能な開発目標（SDGs）とは

5 (1) SDGsを巡る国際的な動向

6 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、2015年に国連本部において
7 採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」⁴の中核文書であり、
8 17のゴール（目標）と169のターゲット等から構成されている。先進国・途上国を問わず、世界全体
9 の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進し、SDGsの達成に
10 向けた取組を進めることが求められている。

11 SDGsは従前の「ミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）」と比較して、
12 「企業」をその達成に向けた主要な実施主体として明示的に位置付けている。近年の企業経営における
13 取組においては、CSR（企業の社会的責任）やCSV（社会的共有価値）等の新たな社会規範に対し
14 て、企業も積極的に対応する潮流が生まれている。SDGsの理念は、このような流れと軌を一にする
15 取組である。SDGsに積極的に取り組むことで、企業が社会的責任を果たすことのみならず、企業の
16 ビジネスそのものにも利益をもたらすことが想定される。

18 (2) 金融面におけるSDGsの動向

19 近年の金融業界では、持続可能な社会への移行に向けた要請の高まりを受けて、金融機関がファイ
20 ナンスを通じて経済・社会・環境に与えるインパクトの大きさを認識し、諸課題の解決に貢献するこ
21 との必要性が広く認識されている。

22 具体的には、国連による責任投資原則（PRI）（2006年4月）の流れを受けて、投融資等の判断
23 にあたって企業の持続的成長性やリスク等に影響を及ぼすESG（Environment（環境）、Social（社
24 会）、Governance（ガバナンス））要素や非財務情報、社会貢献等を考慮する動きが拡大している。

25 また、2015年9月のSDGs採択を契機に、持続可能な社会の実現に向けた投融資への注目が高ま
26 っている。

27 2015年10月には、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI：UNEP Finance Initiative）
28 が、SDGsの達成に向けた「ポジティブ・インパクト宣言」を発表した。

29 翌2016年のPRI年次総会では、SDGsを実現するための「持続可能な開発投資（SDIs）」
30 という概念が、「リスク・リターンを満たしかつ環境や社会にポジティブなインパクトをもた
31 らず投資」として示され⁵、ESGとSDGsの概念が軌を一にして捉えられるようになりつつある。

32 同様に、欧州委員会が2016年10月に設置した「持続可能な金融についてのハイレベル専門家グル
33 ープ（HLEG）」では、「サステナブル金融」の範囲として、投融資や資産価値評価におけるE
34 SG要素の考慮のみならず、持続可能な成長に資する分野への資金提供などの広範囲の概念が示され
35 ている⁶。

⁴ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>

⁵ <https://www.unpri.org/sdgs/investors-and-the-sustainable-development-goals/304.article>

⁶ https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/banking-and-finance/sustainable-finance_en

1 その他、UNEP F I は、2017年にSDG s 達成に向けた金融の共通枠組みである「ポジティブ・
2 インパクト金融原則」、2018年11月には金融機関が投融資のポジティブ・インパクトを測定する際に
3 参照するモデル・フレームワークを発表し、2019年には銀行版PRIとも呼べる「責任銀行原則（P
4 RB:Principles for Responsible Banking）」を発足し、我が国の銀行からも支持を表明する動きが
5 みられている⁷。

6 上記のグローバルな潮流からも明らかなように、金融面においては、環境、社会、ガバナンスの非
7 財務情報の3項目を重視した持続可能な事業経営を進める企業に対する投融資（ESG金融）が国際
8 的に主流化しているが、近年それに加え、グローバルアジェンダとしてSDG s への取組が重要性を
9 増している。

10 中でも金融セクターの重要性は国際的に広く認識され始めており、これは、金融セクターが「経済
11 のあらゆるセクターを横断する唯一の非公共的ステークホルダー」であることに起因する。

12 独自の専門性や最大の資金源でもある金融セクターは、政府や企業と並んで、経済において積極的
13 に好影響を与えることができる主要なプレーヤーである⁸。また、多くの事業者が事業活動において
14 ESG、SDG s 等への取組を開始しており、自社の気候変動対策の取組や社会的インパクト推進の
15 取組ためにSDG s、ESGに関連した債券等（グリーンボンド、ソーシャルボンド等）を発行する
16 など、金融においても「サステナビリティ」という概念が普及し、社会や環境を意識した経営戦略が
17 企業利益や企業価値向上に繋がるとの認識の下で、取組が拡大している。

18 (3) 政府におけるSDG s 達成に向けた取組

19 国内においては、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、SDG s の実施を総合的かつ効果的に推進
20 することを目的に政府内にSDG s 推進本部（本部長：内閣総理大臣）を設置し、「持続可能な開発目標
21 (SDG s) 実施指針」及び「SDG s アクションプラン（以下、アクションプラン）」が決定された。

22 アクションプランにおいては「SDG s と連動するSociety5.0の推進」、「SDG s を原動力とした
23 地方創生」、「SDG s の担い手として次世代・女性のエンパワーメント」を三本柱とする日本の「SD
24 G s モデル」が掲げられ、SDG s の達成に向けた取組が、日本の各地域が抱える諸課題の解決に貢献
25 し、持続可能な開発、すなわち地方創生を推進するものとされている。

26 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」（2018年12月21日閣議決定）⁹では、「今後、
27 更に地方創生を深化させていくために、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むことが重要
28 であることから、2030年を期限とするSDG s の達成のための取組を推進し、SDG s の主流化を図
29 り、経済、社会、環境の統合的向上等の要素を最大限反映する」ことが示された。また、2019年8月
30 にはSDG s のグローバル指標に関する日本の達成状況のデータを公表¹⁰するなど、グローバル指標等
31

⁷ 49カ国130の署名行の代表を集めて正式発足。日本からは三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFG）、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループの3メガバンクと、三井住友信託銀行の4金融グループが署名

⁸ https://pfa21.jp/wp2018/wp-content/uploads/h30yotai1-chiiki3_3Rethinking-Impact_Consultation-Version_J.pdf

⁹ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/index.html#an1>

¹⁰ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html>

1 のデータに基づき、SDG s の各目標の進捗状況について、把握、評価し、政策に反映する仕組みづく
2 りに取り組んでいる。

3

4 (4) 民間企業等におけるSDG s 達成に向けた取組

5 2017年11月に、日本経済団体連合会がSDG s の観点から「企業行動憲章」及び「実行の手引き」
6 の改訂を一つのきっかけとして、民間企業等におけるSDG s への認識が急速に高まっている。日本経
7 済団体連合会は、SDG s 達成に向け“Society 5.0”の実現を通じたSDG s の達成を目指し、競合他
8 社や他業界、大学や研究機関、地域社会など多様なステークホルダーが連携し、オープンイノベーショ
9 ンを図っていくことを目指し、“Society 5.0”包括提言の公表や事例集“Innovation for SDG s”の作
10 成等を進めている。2020年以降、こうした機運が一層高まり、大企業だけでなく 中小企業、地方企業
11 も含めた動きが加速していくことが期待されている。

12 「地方創生SDG s 金融調査・研究会」で実施した全国の地域事業者1,154名を対象としたアンケー
13 ト¹¹においては、SDG s と関連性の高い事業を実施している地域事業者は83%にのぼった。また、同
14 アンケートにおいて、地域事業者のSDG s に関する取り組みを登録・認証するための制度が設置され
15 た場合、過半数の地域事業者が登録に意欲を示している。

16

17 (5) 地方創生SDG s の推進に向けて

18 日本の総人口は、今後100年間で明治時代後半の水準に戻っていく可能性があり、この変化は過去に
19 例を見ない、極めて急激な減少である。人口減少社会の到来により、このままでは、地方の多くが衰退
20 し、いずれ日本全体も衰退する恐れがある。このため、地方創生は、少子高齢化の課題に対応し、人口
21 減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力あ
22 る社会を維持していくことを目標としている。

23 地方創生SDG s の推進に向けては、様々なステークホルダーによる連携のもと、地域における多様
24 な課題に対応する中で、SDG s の特徴である「経済、社会、環境の統合的向上」を図る施策に取り組む
25 ことが重要である。

26 内閣府では、こうした地方創生SDG s の達成のための取り組みについて基本的考え方の検討を行う
27 ため、2017年6月に、自治体SDG s 推進のための有識者検討会を設置し、11月に「地方創生に向けた
28 自治体SDG s 推進のあり方」(コンセプト取りまとめ)を発表した。地方公共団体によるSDG s の優
29 れた取組を提案する都市を「SDG s 未来都市」として選定し、成功事例の創出及び普及展開を図るほ
30 か、「地方創生SDG s 官民連携プラットフォーム」を通じてSDG s に積極的に取り組む広範なステ
31 ークホルダーにおけるパートナーシップを強化するなど、様々な取組を行っている。

32 地方公共団体においては、世界共通の指標であるSDG s を活用することにより、地域課題の「見え
33 る化」、課題解決に向けた体制づくり、ガバナンス手法の確立、地域間の広域連携を図ることができる。
34 そして、コミュニティの再生や少子高齢化、教育、雇用対策など様々な課題の解決に向けて、経済、
35 社会、環境の三側面を統合する施策の推進により、政策推進の全体最適化、地域課題解決の加速化とい
36 う相乗効果を見込むことができる。

37 こうした取り組みによって、持続可能なまちづくりと地域活性化が図られ、地方創生の目的である「人

¹¹ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs_kinyu2.html

1 「人口減少と地域経済縮小の克服」と、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」につながる。

2. 地方創生におけるSDGsの位置付け

(1) SDGs実施指針等における地方創生SDGsの取組の位置付け

地方創生SDGsに関する取組は、SDGs達成に向けた中長期的な国家戦略である「SDGs実施指針」と、地方創生の実現のための中期的な戦略である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の双方の政策における共通の領域の中に位置付けられる。具体的な取組としては、「SDGs未来都市」の選定等によるベストプラクティスの創出及び普及展開、「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」等による官民連携の推進、「地方創生SDGs金融」を通じた自律的好循環の達成に向けた取組等である。

(2) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における取組方針

2017年6月に開催されたSDGs推進本部会合（第3回）における、安倍総理大臣のSDGs達成に向けた地方の取組を促進する施策の検討、実施に関する発言を受け、同日「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」が閣議決定され、「Ⅲ. 各分野の施策の推進」の「4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」において、「地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の推進」が盛り込まれた。この中で、「今後「環境未来都市」構想の更なる発展に向けて、地方公共団体におけるSDGs達成に向けた取組を促進するための施策を検討し、方向性を取りまとめる」こととされた。

2019年12月に公表された第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たって、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることがうたわれており、地方創生に向けた日本のSDGsモデルを国内外に発信するとともに、引き続き、「SDGs未来都市」の選定や、経済、社会、環境の三側面が統合し、相乗効果と自律的好循環を生み出すモデル事業の形成への支援強化が求められている。

地方公共団体においても、地方創生SDGsの達成へ向け、独自に登録や認証を行うなどの「見える化」の仕組みに積極的に取り組み、地方創生SDGsの普及促進活動の展開を積極的に推し進める地方公共団体が出てきている。こうした地方公共団体レベルの取組を加速化するためにも、地方創生SDGsの普及促進活動を展開し、地方公共団体によるSDGs達成のためのモデル事例の形成を行うことが求められている。

(3) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「地方創生SDGs登録・認証等制度」の位置づけ

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、新たに設定された横断的な目標「新しい時代の流れを力にする」において、地方創生SDGsの実現などSDGsを原動力とした持続可能なまちづくりの重要性が言及されるなど、地方創生SDGsへの取組の意義がより強調されている。

図表1において同戦略と地方創生SDGsの推進に関わる活動との関連を示しているが、具体的には、地方公共団体のみならず、民間企業、金融機関などの多様なステークホルダーによる「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」の取組を一層活発化させるとともに、優れたSDGsの取組を提案する都市・地域を「SDGs未来都市」として新たに選定し、既に選定した都市も含め関係省庁で協力で支援するなど、SDGsを原動力とした地方創生の推進が打ち出されている。

1 特に金融面における地方創生SDGsの推進に資する施策の検討を通じた自律的好循環を生み出す
2 モデル事業の形成支援が地方創生SDGs推進の中核に位置付けられており、地域における資金の還流
3 と再投資を生み出すため、地方公共団体による地域事業者等を対象にした登録・認証等制度の展開、地
4 域金融機関等に対する表彰制度、地域金融機関等と大学等との連携による産業シーズやイノベーション
5 の創出や、様々なステークホルダーによる事業の取組に対する評価手法等の構築に関して、明確に言及
6 されている。

7 また、同戦略において重要業績評価指標として2024年度までに、60%の都道府県及び市区町村がS
8 DGsの達成に向けて何らかの取組を行っていることを目標として掲げている。このように、第2期「ま
9 ち・ひと・しごと創生総合戦略」における地方創生SDGsの位置づけの重要性を受け、「地方創生SD
10 Gs登録・認証等制度」の構築が早急に求められていることが言える。なお、地方公共団体における取
11 組状況については、内閣府で全国の地方公共団体を対象に、2019年に実施したアンケートでは、SDG
12 sの認知度がほぼ100%となっている一方、「現在取組を推進している」と回答した地方公共団体は全体
13 の13%にとどまっている。

14

15 図表 1 地方創生SDGsの推進に向けて～第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和元年12月20日閣議決定)において、横断的な目標として「新しい時代の流れを力にする」項目が追加され、その中で「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指す、SDGsを原動力とした地方創生が位置づけられた

横断的な目標: 地方創生SDGsの実現等の持続可能なまちづくり

重要業績評価指標

SDGsの理念を踏まえた地方創生を推進し、様々な地域課題を解決し、持続可能なまちづくりを進める

SDGsの達成に向けた取り組みを行っている
都道府県および市区町村の割合

13%(2019年度)



60%(2024年度)

i 地方創生SDGsの普及促進活動の展開

ii 地方公共団体によるSDGs達成のためのモデル事例の形成 (「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」の選定)

SDGs未来都市選定数:
累計210都市

ii 「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を通じた民間 参画の促進

官民連携マッチング件数:
累計1,000件

iv 地方創生SDGs金融の推進

地方創生SDGs金融に取り組む
地方公共団体: 累計100団体

16

17 (4) 「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」の取組

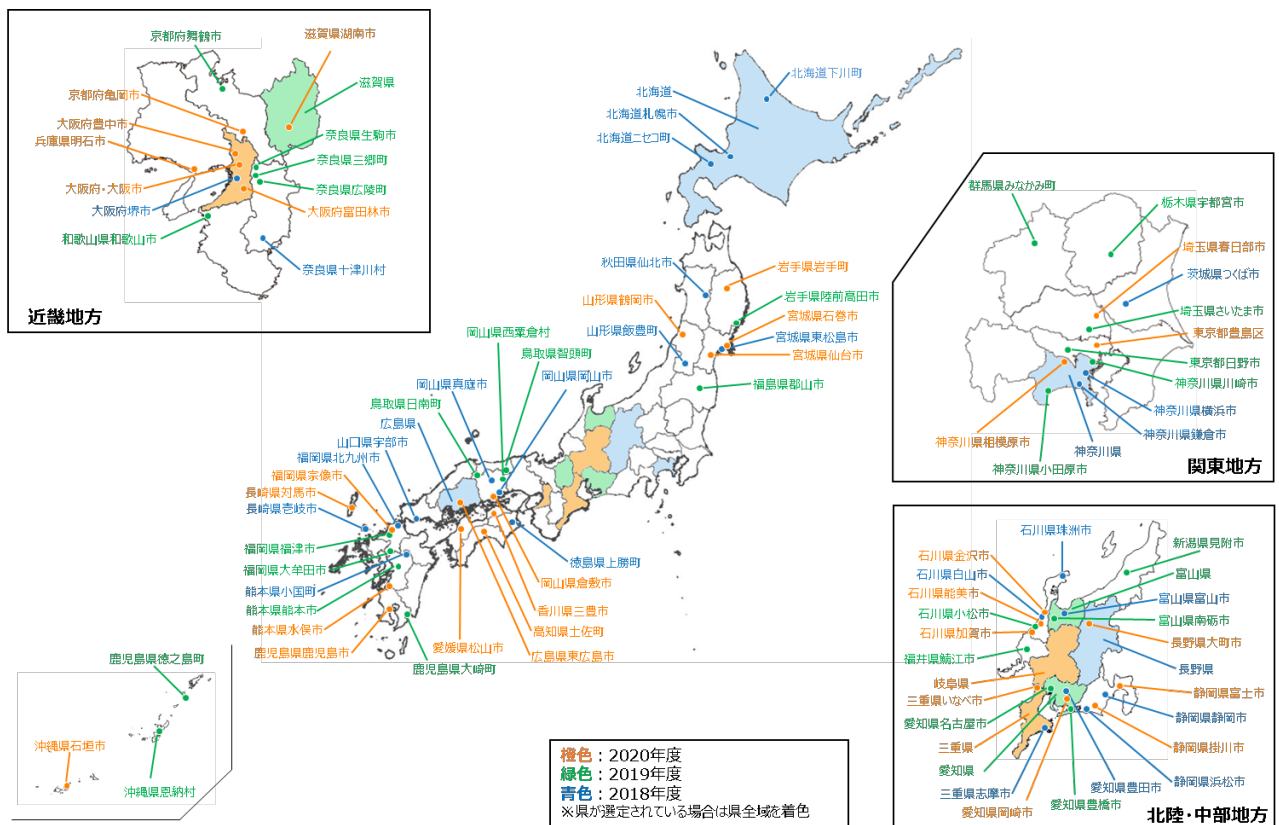
18 内閣府では、かねてより「環境未来都市」構想を推進し、各都市における成功事例の共有等を通じて、
19 地方創生の深化につなげてきた。2008年以降、我が国が目指すべき低炭素社会の姿を住民に分かりやす
20 く示すため、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先進的な取組にチャレンジする23都市
21 を「環境モデル都市」として選定してきた。更に、2011年には、環境・超高齢化対応等の課題解決に向
22 けて、経済、社会、環境の三側面において、より高いレベルの持続可能性を目指す11の都市・地域を
23 「環境未来都市」として選定し、新たな価値を創造する都市として支援してきた。これらの施策をまと
24 めて「環境未来都市」構想という。

1 この「環境未来都市」構想は、地域資源を活かし、経済、社会、環境の三側面における価値創造を活
 2 性化し、自律的に発展する多様な都市・地域モデルの創出を実現するとともに、その成功事例の普及展
 3 開を通じて、幅広い地方創生を推進し、一定の成果を得た。その考え方は、SDG s の理念と軌を一に
 4 するものであり、SDG s の取組の先行例といえる。

5 2018 年度及び 2019 年度には、地方公共団体による SDG s の達成に向けた優れた取組を提案した計
 6 60 都市を「SDG s 未来都市」として選定し、その中から特に先導的な事業を提案した 20 都市を「自
 7 治体 SDG s モデル事業」として選定し、これらを通じてベストプラクティスの創出と普及展開等を図
 8 っている。

9 なお、2020 年度の「SDG s 未来都市」等の選定より、選定に当たっての評価基準に新たに「自律的
 10 好循環の形成に向けた制度の構築等」の項目を設定し、その評価及び採点の視点においては「地方創生
 11 SDG s に積極的に取り組む地域事業者等と連携し、自律的好循環の形成へ向けた登録や認証の制度の
 12 構築といった取組等について、検討や具体化を進めているか」との旨を記載しており、「SDG s 未来都
 13 市」においては、地方創生 SDG s 金融を通じた自律的好循環の形成に積極的に取り組み、モデルとな
 14 る事例を創出していくことが求められている。

図表2 SDG s 未来都市・自治体 SDG s モデル事業選定都市一覧



17
 18 (5) 地方創生 SDG s 官民連携の推進

19 ① 「地方創生 SDG s 官民連携プラットフォーム」

20 2018 年 8 月に地方公共団体における SDG s の達成に向けた取組と、それに資する「環境未来都市」
 21 構想の更なる推進を通じた、より一層の地方創生に向けて、地方公共団体及び地域経済に新たな付加価
 22 値を生み出す企業、専門性をもった NGO・NPO、大学・研究機関等の広範なステークホルダーとの

1 パートナーシップの深化、官民連携の推進を図るため、「地方創生SDG s 官民連携プラットフォーム」
 2 が発足された。2020年7月末時点で、計2,351団体が同プラットフォームに加盟している。

3 図表3 地方創生SDG s 官民連携プラットフォーム会員数（2020年7月末時点）

地方公共団体（1号会員）：686団体				関係省庁（2号会員）：13団体			
○地域別 ※カマコ内は6月30日時点比				内閣府			
	会員数	加入率	全自治体数	警察庁		金融庁	
北海道	44 (+8)	24.4%	180	消費者庁		総務省	
東北	85 (+8)	36.5%	233	文部科学省		外務省	
関東	131 (+6)	40.6%	323	農林水産省		厚生労働省	
北陸	42 (+4)	49.4%	85	環境省		経済産業省	
中部	114 (+12)	47.5%	240			国土交通省	
近畿	106 (+9)	45.3%	234				
中国	43 (+2)	38.4%	112				
四国	32 (+3)	32.3%	99				
九州	77 (+3)	32.1%	240				
沖縄	12 (+0)	28.6%	42				
合計	686 (+55)	38.4%	1,788				
				民間企業等（3号会員）：1,652団体			
				※カマコ内は6月30日時点比			
○人口規模別（都道府県を除く） ※カマコ内は6月30日時点比				業種区分	会員数	業種区分	会員数
人口	会員数	加入率	全自治体数 ※都道府県除く	社団法人、 財団法人	183 (+26)	製造業	178 (+42)
50万以上	28 (+0)	80.0%	35	NPO・NGO	78 (+13)	卸売・小売業、 飲食店	104 (+14)
10万以上	151 (+10)	61.1%	247	大学・教育機関・研 究機関・国機関等	75 (+11)	金融・保険業	161 (+30)
5万以上	136 (+9)	51.9%	262	農業	10 (+4)	不動産業	18 (+5)
5千以上	285 (+30)	30.7%	929	林業、狩猟業	3 (+1)	運輸・通信業	34 (+12)
5千未満	39 (+6)	14.6%	268	漁業	4 (+1)	電気・ガス・水道 ・熱供給業	24 (+5)
				鉱業	1 (+0)	サービス業	450 (+95)
				建設業	81 (+15)	その他	248 (+60)
						合計	1,652 (+334)

※3号会員の業種については、各企業団体から申告のあったものを基本としています。その他については「帝国データバンク 産業分類表」を参考としています。

4
 5 当プラットフォームでは、①マッチング支援、②分科会運営、③普及展開活動を通じて、SDG s の
 6 達成に向けたプロジェクトの創出や成功事例の共有等を目的とした水平的・垂直的連携を推進しており、
 7 これまで、SDG s の達成に向けた課題を設定するとともに、会員間で議論を深めるための分科会が37
 8 件設置され、官民連携のもと新たな取組を生み出す基盤として成長しつつある。金融機関を提案者とす
 9 る分科会も設置されており、SDG s の達成に向けた金融機関の役割が活発に議論されている。

11 ② 「令和元年度上場企業及び機関投資家等における地方創生SDG s に関する調査」

12 また、今年度内閣府では、「上場企業及び機関投資家等における地方創生SDG s に関する調査・検討
 13 会」が設置され、地方創生SDG s の取組について、より一層の取組促進として、地方創生SDG s 金
 14 融を通じた自律的好循環の形成に向け、上場企業や機関投資家等に、

- 15 ・上場企業による地方創生SDG s への取組の促進
- 16 ・機関投資家等による地方創生SDG s へ取り組む企業への投融資の拡大

17 を目的にアンケート調査及び取組事例調査を実施した。以下に本調査結果の概要を示す。

18
 19 【上場企業】

- 20 ● 地方創生SDG s へ取り組むメリットとして、「既存事業の拡大」、「新規事業創出」、「人材獲得への
 21 好影響」などが挙げられた。
- 22 ● 地方創生SDG s に既に取り組んでいる企業が回答の約1/3を占め、検討中を合わせると6割を

1 超える。

- 2 ● 回答企業の7割近くが、地方創生SDGsへの取組は、現在の収益事業の一部と位置付けている。
- 3 ● ステークホルダーとの連携を重要と考える企業は多く、重視する連携先は市区町村が約6割と最も
- 4 多く、次いで都道府県が約5割であった。
- 5 ● 連携を進める上での課題として、「連携先を見つける手段等がない」が約4割であった。また、地方
- 6 公共団体との連携に有効な仕組みとしては、「マッチング」、「事例の見える化」が約6割を占めた。
- 7 ● SDGsへの取組状況について投資家へ「見える化」することは有効手段であり、ニーズがある。

8

9 **【機関投資家】**

- 10 ● SDGs取組については「企業が取組を開示することは『とても重要』」が約7割。取組の「見える
- 11 化」は、「投資判断のきっかけとなる」との回答が約5割。
- 12 ● 地方創生SDGsの取組をしている地方公共団体、企業等については、「地方創生SDGsの取組
- 13 を行う企業へ積極的な投資を行う」投資家等が約5割。「取組を行っている地方公共団体の方が資
- 14 金を集めやすい」と思うが約9割。

15

3. 地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成に向けて

地方創生SDGs金融の中核となる活動が自律的好循環の形成である。自律的好循環の形成には、自治体、地域企業、地域金融機関など、地域に関わる多様なステークホルダーが参加する。多様なステークホルダーの連携はSDGsという共通言語を介して行われる。すなわち地域におけるSDGs達成に向けた多様なステークホルダーによる多様な活動と、自律的好循環の形成は多くの部分で重複する。特に自律的好循環で重視する点は、事業活動を通じて、地域課題の解決を図りながらキャッシュフローを生み出し、得られた収益が地域に再投資される仕組みを実現することである。このような自律的好循環の形成促進のために、その主役となる地域企業と地域金融機関の活動を支援する仕組みが求められる。そのために提案されたものが地域企業の登録・認定制度と地域金融機関の表彰制度である。企画されているガイドラインの策定により、これらの制度の見える化や透明化が一層進展するものと期待される。

図表4 地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環形成の全体像



内閣府では、「地方創生SDGs金融」を推進するための具体的な手法として、登録・認証等制度の展開や、様々なステークホルダーによる事業の取組に対する評価手法等の構築などの枠組みについて、本格的な検討が進められているところである。具体的には、地方公共団体や民間団体等が、「地方創生SDGs登録・認証等」を通じてSDGsに取り組む企業の取組を「見える化」することで、持続性の高い事業に取り組む地域事業者へ金融支援が提供され、事業の成長が促進される仕組みの構築を検討している。これにより、地方公共団体・地域事業者・金融機関等の全てのステークホルダーの成長が促進され、自律的好循環の形成につながることが考えられる。

特に、地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成の実現に向けては、地域事業者等のSDGsに関連する活動の「見える化」の重要性が様々な政府重要文書で喚起されたところである。例えば、令和元年12月に改訂されたSDGs推進本部の「SDGs実施指針」、「SDGsアクションプラン2020」、

1 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等においては、「登録・認証等制度」の重要性が指摘されて
 2 おり、「登録・認証等制度」の構築により、「見える化」された企業等に対して地域金融機関等の支援が
 3 拡大し、さらに多くのステークホルダーの関心と関与を促すことで、地方創生SDGs金融の自律的好
 4 循環の形成の加速化に繋がることが期待されている。

6 図表5 SDGsアクションプラン2020

- 7 ■ 日本は、豊かで活力のある「**誰一人取り残さない**」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「**人間の安全保障**」の理念に基づき、世界の「**国づくり**」と「**人づくり**」に貢献。SDGsの力強い担い手たる日本の姿を国際社会に示す。
- 8 ■ 『SDGsアクションプラン2020』では、**改定されたSDGs実施指針の下、今後の10年を2030年の目標達成に向けた「行動の10年」とすべく**、2020年に実施する政府の具体的な取組を盛り込んだ。
- 9 ■ 国内実施・国際協力の両面において、次の3本柱を中核とする「日本のSDGsモデル」の展開を**加速化していく**。

I. ビジネスとイノベーション ～SDGsと連動する「Society 5.0」の推進～	II. SDGsを原動力とした地方創生、 強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり	III. SDGsの担い手としての 次世代・女性のエンパワーメント
ビジネス ▶ 企業経営へのSDGsの取り込み及びESG投資 を後押し。 ▶ 「 Connected Industries 」の推進 ▶ 中小企業 のSDGs取組強化のための関係団体・地域、金融機関との連携を強化。 科学技術イノベーション(STI) ▶ STI for SDGs ロードマップ策定と、各国のロードマップ策定支援。 ▶ STI for SDGsプラットフォームの構築。 ▶ 研究開発成果の 社会実装化促進 。 ▶ バイオ戦略 の推進による持続可能な循環型社会の実現(バイオエコノミー)。 ▶ スマート農林水産業の推進 。 ▶ 「 Society5.0 」を支えるICT分野の研究開発、AI、ビッグデータの活用。	地方創生の推進 ▶ SDGs未来都市、地方創生SDGs官民連携プラットフォーム を通じた民間参画の促進、 地方創生SDGs国際フォーラム を通じた普及展開 ▶ 「 地方創生SDGs金融 」を通じた「自律的好循環」の形成に向け、SDGsに取り組む地域事業者等の登録・認証制度等を推進 強靱なまちづくり ▶ 防災・減災、国土強靱化の推進、エネルギーインフラ強化やグリーンインフラの推進 ▶ 質の高いインフラの推進 循環共生型社会の構築 ▶ 東京オリンピック・パラリンピック に向けた持続可能性の配慮 ▶ 「 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン 」実現に向けた 海洋プラスチックごみ対策 の推進。 ▶ 地域循環共生圏づくりの促進。 ▶ 「 パリ協定長期成長戦略 」に基づく施策の実施。	次世代・女性のエンパワーメント ▶ 働き方改革 の着実な実施 ▶ あらゆる分野における 女性の活躍推進 ▶ ダイバーシティ・バリアフリー の推進 ▶ 「 次世代のSDGs推進プラットフォーム 」の内外での活動を支援。 「人づくり」の中核としての保健、教育 ▶ 東京オリンピック・パラリンピックを通じた スポーツSDGs の推進。 ▶ 新学習指導要領を踏まえた持続可能な開発のための教育(ESD) の推進。 ▶ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC) の推進 ▶ 東京栄養サミット2020 の開催、 食育 の推進。
国際社会への展開	2020年に開催される、 京都コンgres (4月)、 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 (7月～9月)、 アジア・太平洋水サミット (10月)、 東京栄養サミット2020 (時期調整中)等の機会も活用し、 国際社会に日本のSDGsの取組を共有・展開していく 。	

第3章 地方公共団体によるSDGs登録・認証等制度の取組

1. 地方公共団体におけるSDGs登録・認証等制度を巡る現状

地方創生SDGsに取り組む地域事業者等に対する登録・認証等制度においては、既に複数の地方公共団体で、運用が開始されている。以下図表6は、地方公共団体が主体となり運用している登録・認証制度の一例であり、先導的な取組と言える。

既存制度では、SDGsに関する地域での取り組み促進に向け、地方公共団体が地域事業者、民間団体等のSDGsに関する取り組みを登録・認証・発信を行っている。既存の取り組みでは、登録・認証により、地域事業者のSDGsに関する取り組みの見える化を通じて、地域の経済団体、金融機関、大学等支援機関との連携促進や企業における経営計画等におけるSDGsの活用等が進められている。当ガイドラインは、これらの先導的な取組等を参考に、更に登録・認証等制度を発展させ、広く普及させるために、制度の設計や運用に係る支援ツールとしての役割を担うものである。

図表6 地方公共団体における登録・認証等制度の取組状況の事例

地方公共団体 ¹	制度名称	登録団体数	制度概要
① 長野県	地域SDGs推進企業応援制度	232社	<ul style="list-style-type: none"> 経済団体、金融機関、大学等支援機関と連携し「環境」、「社会」、「経済」の3側面を踏まえ、企業等が経営戦略としてSDGsを活用することを支援する制度 企業の気付き・アクションを促すことでSDGsを活用した地域の中小企業等の競争力強化を目指す
② 神奈川県	神奈川SDGsパートナー制度	137団体	<ul style="list-style-type: none"> SDGsの推進に資する事業を展開している企業・団体等の取組事例を県が募集・登録・発信することで神奈川県内の企業におけるSDGsの取り組みの裾野を広げるための制度 登録企業の取り組み事例を県が広く発信し、SDGsへの貢献や社会への貢献をアピールすることを目指す
③ 埼玉県 さいたま市	さいたま市CSRチャレンジ企業認証制度	130社	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動の維持・拡大を図りつつ、社会的健全性を両立させる企業経営の推進を図ろうとする意欲のある市内中小企業を、さいたま市が認証する制度 認証企業におけるCSR経営の更なる向上支援を通じて、地域経済の持続可能な発展や市産業のイメージアップ、更に社会課題の解決促進を図る
④ 岡山県 真庭市	真庭SDGsパートナー制度	123団体	<ul style="list-style-type: none"> 真庭市におけるSDGsの更なる普及を目的とした制度 登録されたパートナー企業に対して、真庭市ホームページ上での社名・取り組みの紹介、企業ホームページ上での「SDGs未来社市」バナー掲載許可等を通じて、真庭市でのSDGsを推進することを目指す
⑤ 茨城県 つくば市	つくばSDGsパートナーズ制度	37団体	<ul style="list-style-type: none"> 社会・経済・環境が調和した持続可能なまちづくりをつくばで達成するためのプラットフォーム 企業、団体、市民等SDGs関連ステークホルダーを認定してネットワークを形成することで、SDGsの裾野を広げることを目指す
⑥ 神奈川県 小田原市	小田原SDGsパートナー制度	37団体	<ul style="list-style-type: none"> 小田原市の趣旨に賛同し、共同でSDGsの目標達成・持続可能なまちづくりの実現を目指すパートナー企業・団体を登録する制度 これまで行ってきたSDGsに関連する取り組みの継続的な推進、SDGsの理念の普及等、パートナー団体は、市ホームページ等でPRやネットワーク形成の機会や、SDGs普及啓発事業等への参画の機会を得る

1. ①・⑥は企業のみを対象、②～⑤はNPO、学校法人等の団体も対象
①2020年2月14日、②2019年10月3日付、③2020年3月4日時点、④2020年3月3日付、⑤2020年1月時点、⑥2019年12月時点

2. 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の意義

「地方創生SDGs登録・認証等制度」は様々なステークホルダーが関わることで、地域への資金の還流と再投資による自律的好循環の形成につながり、各ステークホルダーが便宜を得られることを想定している。

以下に各ステークホルダーにとっての本制度に取り組む意義の例を示す。

なお、「地方創生SDGs登録・認証等制度」は、地方公共団体のみならず、民間団体等も登録・認証団体となり得ることが想定されており、地域ごとのニーズに合わせて様々な制度の構築が期待される。

地域事業者

- 事業を通じたSDGsに関する取組が登録・認証団体によって評価・「見える化」されことで、SDGsを通じた地方創生への貢献度や、事業の持続性の高さ等が対外的に明示される。
- 域内外における企業の認知度向上に繋がり、金融機関からの融資機会の拡大や地方公共団体・民間団体等との連携機会の拡大が期待される。
- PR効果の向上による事業機会の拡大、(官公庁入札案件での)入札時の加点、(他社・学術機関等との)ネットワーキングの機会提供、地方公共団体、業界団体等からの事業拡大に必要なスキル構築の支援等の提供等、波及効果が考えられる。

地域金融機関

- 環境・経済・社会などSDGsの達成に資する持続性の高い事業を展開する企業の取組が登録・認証団体によって評価・「見える化」されることで、企業支援の活性化や効率的に潜在的投融資先の発掘につながる。
- 投融資判断において、従前の投融資審査時に確認する財務・非財務情報に加え、補完的な情報を得ることで、より包括的な企業の事業性評価が可能となり、より優良な投融資先へのアプローチの契機となることが期待される。

地方公共団体

- 登録・認証等により、地域におけるSDGsの取組の活性化・投融資機会の拡大による資金の還流が起こり、地域における多様なステークホルダーの連携による自律的好循環の形成が期待される。
- 地域経済の活性化による税収の増加や、それぞれの「地方創生SDGs登録・認証等制度」の枠組みによってはサービス収入の増加等も考えられる。(制度の枠組みについて第4章以降で詳述する)。
- 地域事業者等の取組を評価し「見える化」されることで、地方創生SDGsの推進における重要な役割を果たすことが期待される。

第4章 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の構築に当たって

1. 「地方創生SDGs登録・認証等制度」について

(1) 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の基本的な考え方

「地方創生SDGs金融調査・研究会」では、SDGsに取り組んでいる、または取り組もうとする地域事業者等に対し、「地方創生SDGs登録・認証」を付与することで、以下の目的が達成されると議論された：

- 全国における地方創生SDGsの認知度向上、及び今までSDGsに馴染みの薄かった地域事業者への普及を促進すること
- 既に地方創生SDGsに取り組んでいる地域事業者の活動の「見える化」を行うこと

また同研究会において、地域事業者と地方公共団体・民間団体、地域金融機関等の全てのステークホルダーが連携を強化し、事業の成長に資する機会を拡大させる必要性が指摘された。本制度は以下の基本的な考え方に基づいて設立・運用されることが想定されている。

①地域事業者のSDGsへの取組の「見える化」による地方創生SDGsの推進：

- 地域事業者が本業の一環で推進するSDGsに関する取組を登録・認証する制度を構築することで、各地域事業者における地方創生SDGs達成に寄与する財務・非財務情報の「見える化」を実現する。
- 「見える化」による各地域におけるSDGsに関する認知度向上や地域事業者への融資機会の拡大等を通じ、地方創生SDGsを通じた自律的好循環の基盤を構築する。

②全ての事業者を対象とした裾野の広い制度枠組み：

- 地域事業者ごとにSDGsに関する取組レベルが異なる点を加味し、自社の「宣言」のみの制度から、目標を明示化することで可能となる「登録」、そして既にSDGsに関する取組が一定程度進んでいる事業者に対しては定量指標を活用した評価を求める「認証」など、レベルを分けることで、様々な地域事業者を対象とした制度・枠組みとする。

③独自性に富む制度設計を可能とする柔軟性及び既存制度との整合性への配慮：

- 本ガイドラインでは、登録・認証等制度の基本枠組み、構築に向け検討が必要な事項、構築に向けた準備プロセスなどの基本的な事項や制度設計の考え方を示している。実際の制度設計においては、各地方公共団体がSDGsに関する取組の進捗度や地域特性を踏まえ、独自の制度設計・運用を柔軟に行うことが可能である。
- 地方公共団体・民間団体等が制度構築を検討する上では、運営上の人的・経済的コストや、登録・認証団体及び登録・認証を受ける地域事業者における事務的負担を最小化することが重要である
- また、既に地域事業者のSDGsに関する取組の見える化に関する取組を進めている地方

1 公共団体の既存の登録・認証等制度との整合性に配慮し、既存の制度を最大限活用する。

2

3 以下では、登録・認証制度の構築・運用に関心を有する地方公共団体及び民間団体が、各組織・団体
4 の既存の取組レベルに応じた独自の「地方創生SDGs登録・認証等制度」構築を検討する際の参考と
5 して、「地方創生SDGs登録・認証等制度」の基本的な構成要素の提示及び制度の構築に向けて必要と
6 なる準備ステップの例示を行っている。

7 なお、先述の通り、本ガイドラインは「地方創生SDGs登録・認証等制度」の構築及び活用に資す
8 る情報提供を行うことを目的に策定されたものである。今後、本ガイドラインを基礎とし、各地方公共
9 団体や各業界団体、民間企業が、本ガイドラインを発展させる形でそれぞれの状況に応じた独自性に富
10 む「地方創生SDGs登録・認証等制度」を構築することが期待される。

1 (2) 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の枠組み

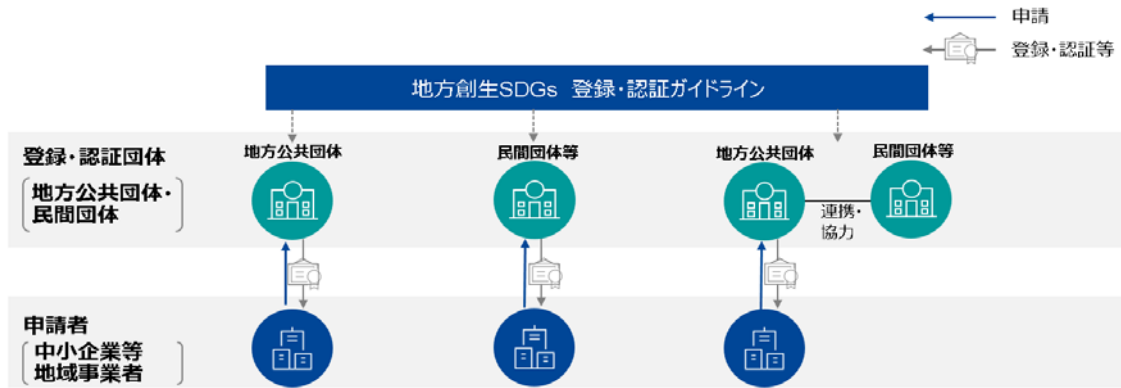
2 ①登録・認証等制度の登録・認証団体及び申請者等について

3 上述の通り、「地方創生SDGs登録・認証等制度」における登録・認証団体としては地方公共団体・
4 民間団体等を想定しており、運用方法等においては、下図表7の3パターンが考えられる。

- 5
- 6 i) 地方公共団体が単独で制度を構築・運用
- 7 ii) 民間企業・団体が単独で制度を構築・運用
- 8 iii) 地方公共団体と民間企業・団体が連携・協力して制度を構築・運用
- 9

10 申請者としては、中小企業等の地域事業者をはじめとして、地域金融機関や上場企業（その地方支店
11 ・拠点等含む）等、多様な企業・団体を想定している。

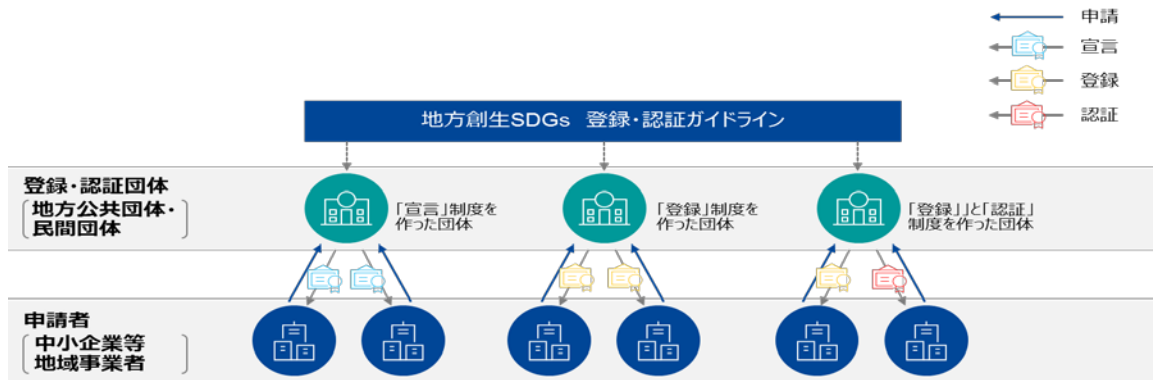
13 図表7 地方創生SDGs登録・認証等制度の登録・認証団体等のイメージ



23 また、次項の(2)②で詳細について説明するが、制度設計・運用においては、登録・認証団体の特
24 性や制度の目的等に応じて、「宣言」「登録」「認証」といった段階的な制度が必要であると想定している。
25 下図表8のとおり、登録・認証団体において、以下のパターンが考えられる。

- 26
- 27 i) 「宣言」「登録」「認証」の中から一つを選択して制度を設計・運用
- 28 ii) 「宣言」「登録」「認証」の中から複数を選択して、地域事業者が取り組みレベル等に応じて「宣言」
29 「登録」「認証」を選ぶことができる段階的な制度を設計・運用

30 図表8 様々な制度設計・運用のイメージ



一度「宣言」「登録」「認証」を受けた事業者が次の段階に進んで異なる「登録」「認証」を受けることもありうる

1 ② 地域事業者等におけるSDGsの取組状況等に応じた登録・認証基準の設定の考え方

2 各地方公共団体及び民間企業・団体が制度を構築するに際しては、制度の登録・認証団体の特性や制
3 度運用の目的、申請者である中小企業等の地域事業者のニーズに応じて制度を設計することが望ましい。

4 そのため、上述の通り、登録認証団体として各地方公共団体・民間企業等各々で「宣言」、「登録」、「認
5 証」のいずれか、または複数の制度を選択し、制度の設計と運用を行うことを想定している。

6 そのため、一つの登録・認証団体が「宣言・登録」、「登録・認証」、「宣言・登録・認証」など、複数
7 の制度を設置・運用することも考えられる。

8 例えば、SDGsに関する登録・認証制度の設置・運用の初期検討段階にある地方公共団体・民間団
9 体は、「宣言」から制度を開始し、すでに地域事業者のSDGsに関する取り組みの「見える化」に関す
10 る取り組みを開始している地方公共団体・民間団体は、「登録」「認証」レベルの双方またはいずれかの
11 制度の設置を検討するなど、登録・認証団体の裁量で制度設計を行うことを想定している。

12 一方、申請者である中小企業等の地域事業者は、自社のSDGsに関する取り組みの進捗や登録・認
13 証の目的等に応じて、登録・認証制度の選択を行う。

14 これからSDGsに関連する取り組みを開始する企業は「宣言」制度を活用し、既に一定程度、SD
15 Gsに関する取り組みを進めており、非財務情報の見える化による自社の企業価値の向上を目指す地域
16 事業者は「認証」を申請するなど、各申請者の状況に応じた制度の活用が想定される。

17 地域事業者は、自社の拠点のある地方公共団体における制度を活用することもあれば、それ以外の地
18 方公共団体・民間企業・団体の制度を活用することも考えられる。

19 以降に、「宣言」「登録」「認証」毎に想定される制度の活用例を示す。

20

21 **i) 地方創生SDGs宣言**

22 (制度により見込まれる効果の例：SDGsへ取組む地域事業者のすそ野拡大)

23 【対象】

- 24 ○ SDGsに関する取組をこれから行うことに意欲のある地域事業者等を対象

25 【要件等】

- 26 ○ 地方創生SDGsの考え方を理解した上で、自社のSDGsへの取組への意思を書面等により
27 宣言

28

29 **ii) 地方創生SDGs登録**

30 (制度により見込まれる効果の例：地域事業者の地方創生SDGsにかかる事業の高度化)

31 【対象】

- 32 ○ 既に一定程度SDGsへの取組が進んでいる、またはSDGsに関する取組をさらに積極的に
33 行うことに意欲のある地域事業者等

34 【要件等】

- 35 ○ 地方創生SDGsの考え方を理解し、自社のSDGsに関する取組について定性的または定量
36 的な目標を定めた上で、SDGsへの取組を書面等で提出
37 ○ HP等を通じた取組の社内外への発信を行う
38 ○ 登録・認証機関が申請内容の適格性について定期的に確認(申請者は有効期間に応じて更新のた
39 めの申請が必要)

iii) 地方創生SDGs認証

(制度により見込まれる効果の例：地域事業者の取組の専門的・客観的な評価による事業拡大)

【対象】

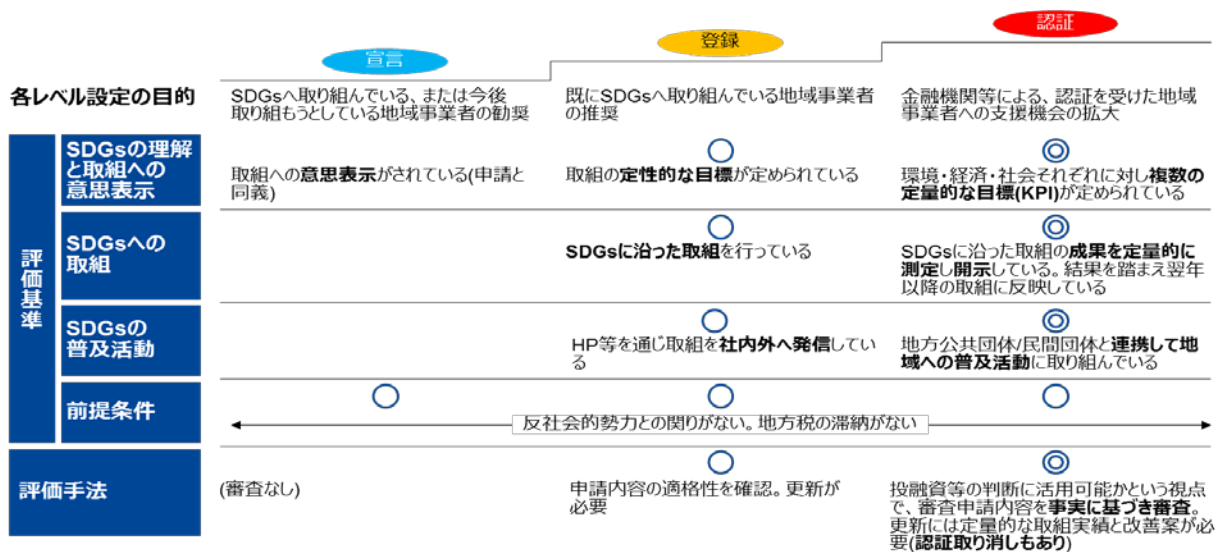
- 既に一定程度SDGsへの取組が進んでおり、一定の結果が出ている、もしくは結果を積極的に検証する意欲のある地域事業者等

【要件等】

- 地方創生SDGsの考え方を理解し、環境・経済・社会それぞれに対し複数の定量的な目標(KPI)を定めた上で、SDGsへの取組を書面等で提出
- SDGsに沿った活動の成果を定量的に測定し、開示(登録・認証機関は、金融機関が投融资等の判断に活用可能かという観点も踏まえた情報の開示を促す)
- HP等による普及活動のほか、官民連携による普及活動に取り組む
- 活動の評価結果を踏まえ、翌年以降の取組みに反映するための方法等を計画し、登録・認証機関からの審査を受ける
- 登録・認証機関は金融機関が融資等の判断に活用可能かという観点で、審査申請内容を事実に基づき審査(申請者は有効期間に応じて更新のための申請が必要)

この三つの制度レベルをまとめたものが下記図表9である。

図表9 各登録・認証団体の評価基準・評価手法レベル



(参考) 地方創生SDGs取組評価手法について

登録・認証を行うに当たっては、SDGsの達成及び地方創生につながる取組を評価することが重要である。どのような取組が上記に該当するかについては、各地方自治体・民間団体等が、地方創生SDGs金融調査・研究会の「地方創生SDGs金融の官民連携のパートナーシップによる自律的好循環形成に向けて¹²⁾(2019年11月21日)における「地方創生SDGs取組達成度評価項目」等を参考とし、地域の実情等に応じた評価基準等を設定することが期待される。

¹²⁾ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs_finance_report_main.pdf

図表10 地方創生SDGs取組達成度評価項目(抜粋)

①SDGsのターゲット(日本語訳)	②まち・ひと・しごと政策目標	③地方創生SDGs取組達成度評価項目
8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を確保し、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する	1(イ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策 2(ア) 政府関係機関の地方移転 (イ) 企業の地方拠点強化等 (ウ) 地方における若者の修学・就学の促進	地域総生産を構成する4要素の域内動向を理解し、地域総生産の成長に繋がる施策を実施し(例:人口減の中で県内総生産への貢献度の高い産業の特定、成長策の検討等)成長率を持続させる
8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くこと等により、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する	1(ア) 生産性の高い、活性に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 (イ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策	地域内での産業振興や産学連携によるイノベーションの創出、高付加価値産業の育成、事業の転換支援等を促進し、地域総生産の向上を実現する 情報通信技術(IT)を有効活用し、地域産業の活性化および新産業の創出を実現すべく、公共無線LAN、高速モバイルを含む通信・放送環境を整備し、地域アーケータセンターを含むICTインフラを整備して、テレワーク、クラウドサービス、シェアリングエコノミー等を推進する
8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性およびイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善等を通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する	1(ア) 生産性の高い、活性に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 (イ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策	地方公共団体と地域金融機関との連携における地域事業者の融資関連商品・サービスおよび別の交付金(地方創生推進交付金等)へのアクセス改善や関係官庁、地方地方公共団体、商工団体による支援の積極化を通じて地域経済を牽引する事業を成長させ、雇用創出や企業を支援する
8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る	1(イ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策 4(イ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり	「環境と経済成長の高立」を図るための施策の検討とともに、「環境によって経済成長を達成する」という意味の下で、域内事業者による環境関連事業の実施等を通じた経済成長と環境保全の両立を目指す
8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性および女性の、完全かつ生産的な雇用および働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する	1(ア) 生産性の高い、活性に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 (イ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策 3(イ) 若い世代の経済的安定	ディセントワークの実現、平等な就業機会の実現、正規採用の拡大、若者、女性、障がい者、高齢者、外国人の雇用促進等を通じ、地域に住む全ての人が働きがいのある労働に従事することを目指す
8.6 2020年までに、就労、就学および職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす	1(イ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策 3(イ) 若い世代の経済的安定	地域事業者でのインターン等の機会の拡大、就業訓練等の支援拡充、若者の労働市場へのアクセスを改善し、就労、就学および職業訓練のいずれも行っていない若者割合を減少させる 更に外国人若者の就業・職業訓練機会の増大のために外国人留学生の受け入れ推進やJETプログラム、国際交流員参加者増大を目指す
8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止および人身売買を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を終わらせる形態の児童労働を撲滅する	1(イ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策	ハーフ条約(国際的な子の養育に関する条約)の子どもの不法な連れ去り、前置の防止等子守を待てるための取組の推進
8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者等、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する	1(イ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策	外国人も含めた平等な雇用機会の実現、安心、安全な労働環境の実現、外国人労働者が働きやすい環境の実現(通訳、文化理解等)に向けた施策の検討及び地域レベルでの受け入れ態勢の構築を進め、全ての労働者の権利保護、安全・安心な労働環境を促進する
8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促に力となる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する	1(ア) 生産性の高い、活性に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 (イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築	地域資源を通じた雇用創出を実現する 日本の歴史的・文化的遺産を保護し、国内外の観光客の増加を目指す。DMOを核とする観光地域づくり及びスポーツツーリズム、アニメツーリズム等を通じた訪日プロモーションを実施する
8.10 国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険および金融サービスへのアクセスを促進・拡大する	1(ア) 生産性の高い、活性に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組	新たな技術の導入を通じた地方公共団体に住む人々の金融サービスへのアクセスを促進・拡大する AI、IoT、5G等の先端技術を活用した都市再生プロジェクトや地域をけん引する企業に対する金融商品、サービスの提供を通じた積極的支援
8.a 後開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合システム(ETP)等を通じた支援を含む、開発途上国、特に後開発途上国(対)に対する貿易のための援助を拡大する	1(イ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策	後開発途上国の貿易関連技術の援助拡大に貢献すべく、外国人材の交流を促進する事業、外国人材の活躍と共生社会の実現を図る
8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略および国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・進捗化する	3(イ) 若い世代の経済的安定	各国政府、国際会議、ILO等での若年雇用及び労働に関する協議の動向に関する情報発信等を通じた若年労働、ディセントワークに向けた取組および啓もう活動を実施する

①SDGsのターゲット(日本語訳)	②まち・ひと・しごと政策目標	③地方創生SDGs取組達成度評価項目
12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる	1(ア) 生産性の高い、活性に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組	地域での持続可能な消費と生産の促進
12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理および効率的な利用を達成する		地域レベルでの天然資源の持続可能な管理および効率的な利用方法を検討し、2030年までに運用を開始する
12.3 2030年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失等の生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる	1(ウ) 農林水産業の成長産業化	地域事業者による食品ロス削減に製品・サービス開発、生産・サプライチェーン全体での責任ある生産・消費に関する取り組み強化等を通じて食料廃棄を削減する
12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する	4(イ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり	地域事業者による化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する
12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用および再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する	4(ア) まちづくり・地域連携 (イ) 健康寿命をのびる生涯現役で過ごせるまちづくりの推進	国際的な政策議論の潮流、取組等を参考に、各地方公共団体で2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用および再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する
12.6 特に大企業や多国籍企業等の企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する	4(ウ) 地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進	地方事業者の取引先大企業や多国籍企業等の企業の持続可能な取り組みの導入や情報公開動向を注視し、自社に求められる対応を確認し、必要な対応をとる
12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する		情報公開の強化等を通じて持続可能な公共調達の慣行を促進する
12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる	3(イ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)	環境等を配慮した生活、生産活動の促進、2拠点生活の実現等環境を越えた人の頻繁な移動による新たな事業機会の創出等を通じて持続可能なライフスタイルを促進する
12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する	1(ア) 生産性の高い、活性に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組	JICA、JETRO、外務省等と連携し、開発途上国からの人材受け入れや日本の大企業・地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の共有を通じ、開発途上国より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する
12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する	1(ア) 生産性の高い、活性に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 (イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する
12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止等を通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する		JICA、外務省等と連携し、開発途上国の市場の歪みは是正や化石燃料の浪費を奨励する補助金を段階的に廃止する


1 ③登録・認証プロセス

2 登録・認証制度の運用主体にとって、具体的な登録・認証を行うプロセスは、以下の3つのステップ
3 を想定している。

- 4
- 5 1) 地域事業者からの申請の受付（宣言・登録・認証）
6 2) 登録認証団体またはそれと協力関係にあるその他団体による確認/審査（登録・認証）
7 3) 地域事業者の登録/認証完了、取組の継続
8

9 図表 11 登録・認証プロセス

イメージ

	周知	申請受付	審査	登録・認証
概要	地方公共団体、金融機関が事業者に対し、または事業者同士で制度の紹介と応募の奨励を行う	事業者が、申請書等の必要資料を提出して登録・認証申請を行う	運営主体等が、評価基準等に基づいて、登録・認証するかどうかを確認・審査	審査等を通過した事業者は登録・認証され、国・地方公共団体によるPRその他のメリットを得る
事業者にとってやりやすい仕組み	今までSDGsに馴染みがなかった事業者にも興味を持てるよう、SDGsのコンセプトや活動例を、PR動画やセミナー等で、分かりやすい形で伝える	Web上で完結する申請フォーム等により、応募にかかる書類記入・受領等の手間を最小化する	審査における評価項目を事前に公開する	メールで認証連絡を行う等、登録・認証手続きにおける連絡の手間を最小化する
	 応募者が「応募手順は何か・応募に必要なものは何か」がイメージできるよう、登録・認証におけるプロセスを分かりやすく明示する			

10 参考事例



HPで公開されている制度紹介動画(おもてなし認証制度)



Webの申請フォーム(つくばSDGsパートナーズ)



HPで公開されている評価項目例(ジャパンSDGsアワード)

11

12 1) 地域事業者による申請の受付（宣言・登録・認証）

13 登録・認証団体が応募を募るにあたっては、登録事業者の裾野を広げることを目指すため、地域事業者・確認/審査者両者にとって分かりやすい仕組みが必要と考えられる。(例：オンラインフォーム、自己審査チェックシートの提供等)。地域事業者は、所定の手続きに基づき申請を行い、登録・認証団体が登録要件等を確認した上でその申請を受け付ける。

14 申請の際、例えば、既存制度では、地域事業者から以下の情報の提出を求めている。

- 15
- 16
- 17
- 18 ○ ①申請企業の概要（所在地、名称、代表者、設立年、従業員数、資本金など）
 - 19 ○ ②取り組み内容概要（SDGs 達成に向けた経営方針、SDGs 達成に向けた重点的な取組など）
 - 20 ○ ③取り組み内容詳細（自社の取り組みのSDGs 17ゴール169ターゲットとの対応）

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

2) 登録・認証団体またはそれと協力関係にあるその他団体による確認/審査（登録・認証）

続いて、登録・認証団体は、申請書類の確認・審査を行う。その際に、地方公共団体又は民間団体が単体で登録・認証及びそれに係る確認・審査を行う場合や、地方公共団体と民間団体が協力して登録・認証等を行うことも考えられる。確認・審査の方法については、運用主体ごとにプロセス、関係者、基準などを規定し、特に評価基準については事前に公表することが望ましい。

3) 申請者に対する登録・認証完了の通知、継続的な取り組みの促進

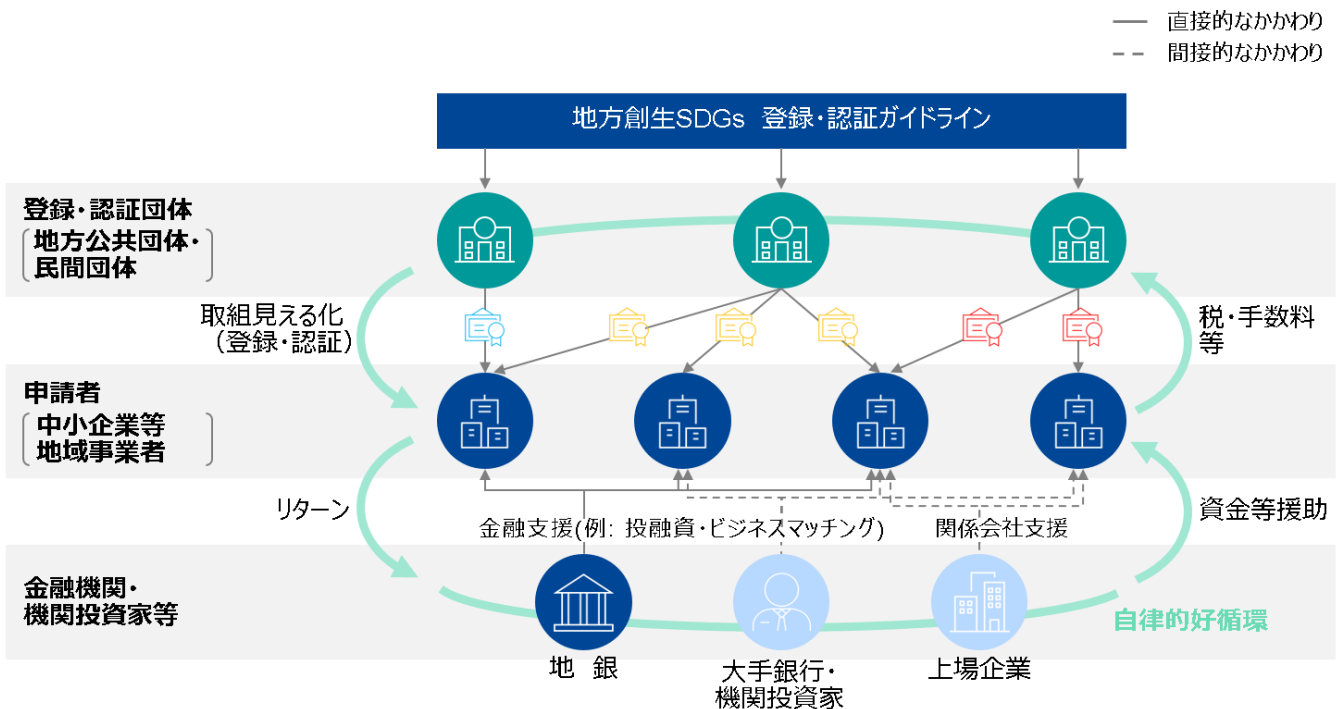
その後、登録・認証団体は、地方事業者のSDGsへの取組達成度を評価し、登録・認証の通知を行う。この際に、地域事業者に対して直接登録証・認証を授与するのみだけでなく、それら事業者を公表するなど、PR効果も考慮した方法は各地方公共団体・民間団体に委ねられる。

登録・認証は、登録・認証団体毎に継続的な取り組みの進捗確認実施することが想定されており、登録・認証制度の設置により、地域事業者に対してSDGsに関する継続的な取り組みを求める。

以上を踏まえた、「地方創生SDGs登録・認証等制度」の全体像は以下図表12である。

登録・認証制度を中心に、地域事業者のSDGsに関する取り組みの「見える化」が実現することで、「地方創生SDGs金融」を通じた自律的好循環の形成を目指す。

図表12 地方創生SDGs金融の自律的好循環



2. 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の構築・運用に向けた準備等

以下図表13は、地方自治体・民間団体等が「地方創生SDGs登録・認証等制度」の構築・運用開始に向けて必要となる代表的な準備ステップを示したものである。

実際の制度構築においては、各地方公共団体、民間団体等の実情に応じて必要な準備を進めることが求められる。

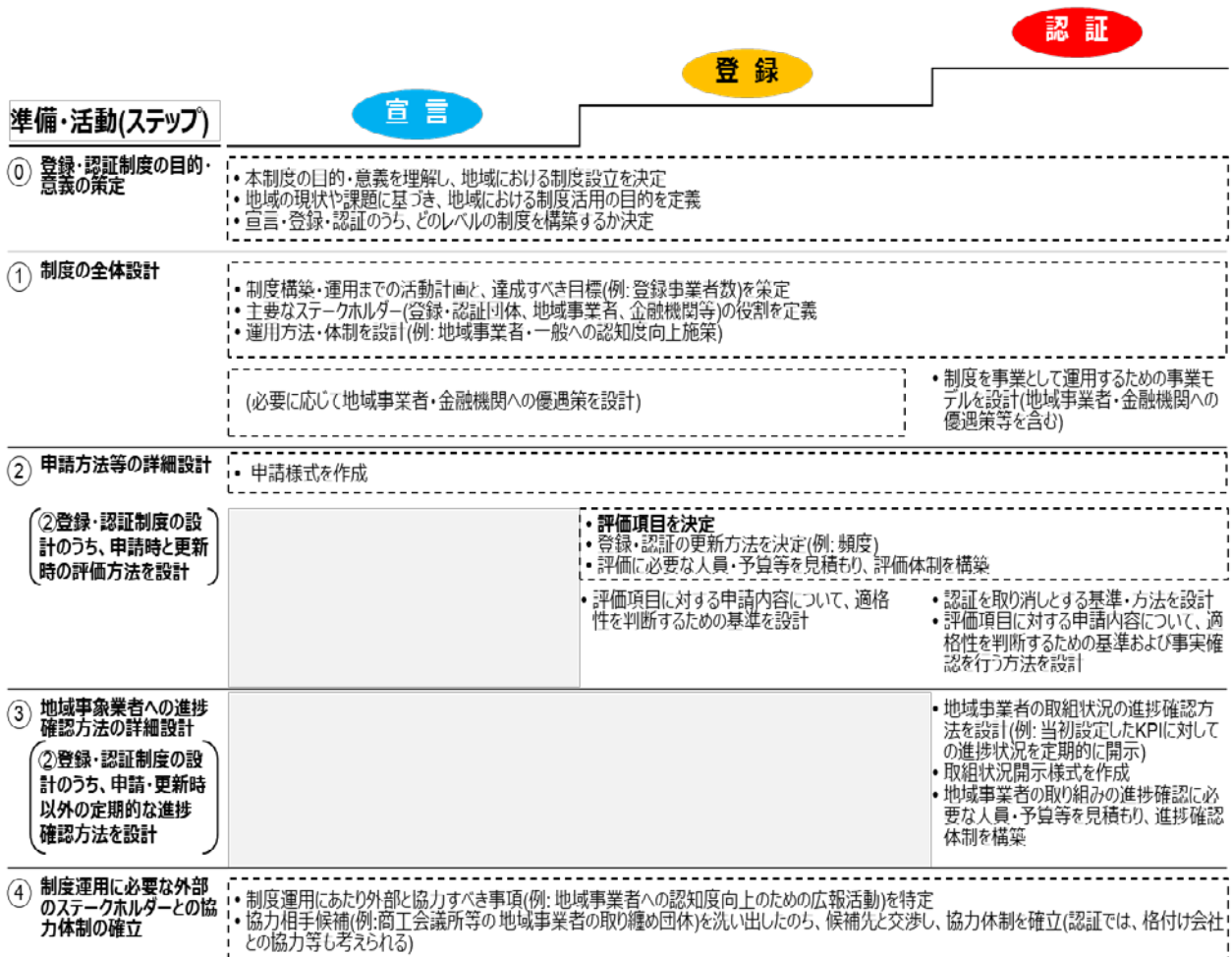
まず、制度の構築・運用に向けた準備等を開始するに当たって、登録・認証団体として、どのレベルの制度を構築・運用していくかについての方針を決定する必要がある。

そのためには、以下が必要であると考えられる。

- 制度の目的や意義等についての理解・共有
- 地域の実情や課題等に基づいた制度の検討

制度の構築・運用方針を決定したうえで、事項以降の各制度における準備ステップを参考に制度設計等を進めていくことが想定される。

図表13 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の構築に向けた準備ステップ（レベル別）



1 「宣言」制度の設置に向けた準備ステップ（以下は準備ステップの一例）

3 **ステップ1：制度の全体設計**

- 4 ①制度構築・運用までの活動計画と、達成すべき目標(例：「宣言」登録事業者数)の決定
- 5 ○ 地方公共団体、民間団体ごとに運用を目指す制度（宣言・登録・認証）を検討し、運用
- 6 開始までに検討が必要となる事項の洗い出しを行い、活動計画を作成することが期待さ
- 7 れる。(例 構築チーム立ち上げ、検討が必要な事項のタイムラインの決定等)。
- 8 ○ また、広報活動等の規模を検討するために、運用開始後の初年度宣言登録事業者数の目
- 9 標を設定すること等が期待される。
- 10
- 11 ②主要なステークホルダー(登録・認証団体、地域事業者、金融機関等)の役割の定義
- 12 ○ 制度構築後の円滑な運用には、多様なステークホルダーとの協力が必要となる。
- 13 ○ 制度運用面でどのようなステークホルダーがこういった役割を担う必要があるかを明確
- 14 化し、各ステークホルダーに対する働きかけの方法等を整理することが期待される。
- 15
- 16 ③運用方法・体制の設計
- 17 ○ 登録・認証等制度の運用開始後に制度を円滑に運用するために、運用に必要となる人数・
- 18 予算の検討、人員確保のための方法の検討を行う。
- 19 ○ 地域事業者・地域住民へ宣言・登録・認証等制度の運用開始及び参加することの意義等
- 20 を伝えるための具体的な施策・方法を検討することが期待される。
- 21
- 22 ④必要に応じて地域事業者・金融機関への優遇策の設計
- 23 ○ 地域事業者の制度活用を促進のため、地方自治体として建設工事及び一部業務委託の競
- 24 争入札（公共調達）参加資格に関する発注者別評価項目で加点対象とするなど、必要に
- 25 応じて制度活用を促進する優遇策の設計が期待される。
- 26 ○ 自律的好循環形成のためにも、金融機関に対しても本登録・認証制度等に参画する地域
- 27 事業者に対して積極的に商品・サービスを提供することを促進する策（表彰、SDGs
- 28 関連イベントでの登壇など）が優遇策として考えられる。
- 29

30 **ステップ2：申請方法等の詳細設計**

- 31 ①申請様式の作成
- 32 ○ 宣言・登録・認証ごとに申請に必要な様式を作成し、申請方法を決定することが期
- 33 待される。
- 34

35 **ステップ3：地域事業者への進捗確認方法の詳細設計**

- 36 ①宣言制度については必須ではない。
- 37

38 **ステップ4：制度運用に必要な外部のステークホルダーとの協力体制の確立**

- 39 ①制度運用にあたり、外部のステークホルダーと協力すべき事項の特定

- 1 ○ 制度運用では、地域事業者への認知度向上のための広報活動等を行う必要があるため、
2 制度運用において協力が必要となる事項を特定、整理することが期待される。
3
4 ②制度推進における協力先候補(例：商工会議所等、地域の経済団体等との連携)を洗い出した
5 のち、候補の外部機関と交渉し、協力体制の確立

「登録」制度の設置に向けた準備ステップ（以下は準備ステップの一例）

ステップ1：制度の全体設計

- ①制度構築・運用までの活動計画と、達成すべき目標(例：「宣言」登録事業者数)の決定
 - 地方公共団体、企業、団体ごとに運用を目指す制度（宣言・登録・認証）を検討し、運用開始までに検討が必要となる事項の洗い出しを行い、活動計画を作成することが期待される。(例 構築チーム立ち上げ、検討が必要な事項のタイムラインの決定等)。
 - また、広報活動等の規模を検討するために、運用開始後の初年度宣言登録事業者数の目標を設定すること等が期待される。
- ②主要なステークホルダー(登録・認証団体、地域事業者、金融機関等)の役割の定義
 - 制度構築後の円滑な運用には、多様なステークホルダーとの協力が必要となる。
 - 制度運用面でどのようなステークホルダーがこういった役割を担う必要があるかを明確化し、各ステークホルダーに対する働きかけの方法等を整理することが期待される。
- ③運用方法・体制の設計
 - 登録・認証等制度の運用開始後に制度を円滑に運用するために、運用に必要となる人数・予算の検討、人員確保のための方法の検討を行う。
 - 地域事業者・地域住民へ宣言・登録・認証等制度の運用開始及び参加することの意義等を伝えるための具体的な施策・方法を検討することが期待される。
- ④必要に応じて地域事業者・金融機関への優遇策の設計
 - 地域事業者の制度活用を促進のため、地方自治体として建設工事及び一部業務委託の競争入札（公共調達）参加資格に関する発注者別評価項目で加点対象とするなど、必要に応じて制度活用を促進する優遇策の設計が期待される。
 - 自律的好循環形成のためにも、金融機関に対しても本登録・認証制度等に参画する地域事業者に対して積極的に商品・サービスを提供することを促進する策（表彰、SDGs 関連イベントでの登壇など）が優遇策として考えられる。

ステップ2：申請方法等の詳細設計

- ①申請様式の作成
 - 宣言・登録・認証ごとに申請に必要な様式を作成し、申請方法を決定することが期待される。
- ②評価項目の決定
 - 登録・認証を行う機関ごとに審査の基準の透明性、一貫性を担保するため、明確な評価項目を設定することが期待される。
- ③登録・認証の実施方法及び有効期間の設定

- 1 ○ 登録・認証等制度とも、定期的に登録・認証企業の取組達成度を確認することが望まし
2 いため、登録・認証の有効期間を設定し、有効期間後も継続的に認証を受けるための仕
3 組みを整備する。

4 ④評価に必要な人員・予算等を見積もり、評価体制の構築

- 5 ○ 各組織において、登録・認証のための評価を実施する人員数、評価に必要となる作業工
6 数等を確認し、必要となる人員を確保し、組織内で評価体制を確立することが期待され
7 る。

8
9 ⑤評価項目に対する申請内容について、適格性を判断するための基準の設計

10
11 **ステップ3：地域事業者への進捗確認方法の詳細設計**

- 12 ①登録制度については必須ではない。

13
14 **ステップ4：制度運用に必要な外部のステークホルダーとの協力体制の確立**

15 ①制度運用にあたり、外部のステークホルダーと協力すべき事項の特定

- 16 ○ 制度運用では、地域事業者への認知度向上のための広報活動等を行う必要があるため、
17 制度運用において協力が必要となる事項を特定、整理することが期待される。

18
19 ②協力相手候補(例：商工会議所等、地域の経済団体等との連携)の洗い出し、候補の外部機関
20 との交渉の上、協力体制の確立

1 「認証」制度の設置に向けた準備ステップ（以下は準備ステップの一例）

3 **ステップ1：制度の全体設計**

- 4 ①制度構築・運用までの活動計画と、達成すべき目標(例：「宣言」登録事業者数)の決定
- 5 ○ 地方公共団体、企業、団体ごとに運用を目指す制度（宣言・登録・認証）を検討し、運
- 6 用開始までに検討が必要となる事項の洗い出しを行い、活動計画を作成することが期待
- 7 される。(例 構築チーム立ち上げ、検討が必要な事項のタイムラインの決定等)。
- 8 ○ また、広報活動等の規模を検討するために、運用開始後の初年度宣言登録事業者数の目
- 9 標を設定すること等が期待される。
- 10
- 11 ②主要なステークホルダー(登録・認証団体、地域事業者、金融機関等)の役割の定義
- 12 ○ 制度構築後の円滑な運用には、多様なステークホルダーとの協力が必要となる。
- 13 ○ 制度運用面でどのようなステークホルダーがこういった役割を担う必要があるかを明確
- 14 化し、各ステークホルダーに対する働きかけの方法等を整理することが期待される。
- 15
- 16 ③運用方法・体制の設計
- 17 ○ 登録・認証等制度の運用開始後に制度を円滑に運用するために、運用に必要となる人数・
- 18 予算の検討、人員確保のための方法の検討を行う。
- 19 ○ 地域事業者・地域住民へ宣言・登録・認証等制度の運用開始及び参加することの意義等
- 20 を伝えるための具体的な施策・方法を検討することが期待される。
- 21
- 22 ④必要に応じて地域事業者・金融機関への優遇策の設計
- 23 ○ 地域事業者の制度活用を促進のため、地方自治体として建設工事及び一部業務委託の競
- 24 争入札（公共調達）参加資格に関する発注者別評価項目で加点对象とするなど、必要に
- 25 応じて制度活用を促進する優遇策の設計が期待される。
- 26 ○ 自律的好循環形成のためにも、金融機関に対しても本登録・認証制度等に参画する地域
- 27 事業者に対して積極的に商品・サービスを提供することを促進する策（表彰、SDGs
- 28 関連イベントでの登壇など）が優遇策として考えられる。

ステップ2：申請方法等の詳細設計

(2. 登録・認証等制度の設計のうち初回申請時と更新時の評価方法を設計)

①申請様式の作成

- 宣言・登録・認証ごとに申請に必要となる様式を作成し、申請方法を決定することが期待される。

②評価項目の決定

- 登録・認証を行う機関ごとに審査の基準の透明性、一貫性を担保するため、明確な評価項目を設定することが期待される。

③登録・認証の実施方法及び有効期間の設定

- 登録・認証等制度とも、定期的に登録・認証企業の取組達成度を確認することが望ましいため、登録・認証の有効期間を設定し、有効期間後も継続的に認証を受けるための仕組みを整備する。

④評価に必要な人員・予算等の見積もり、評価体制の構築

- 各組織において、登録・認証のための評価を実施する人員数、評価に必要な作業工数等を確認し、必要となる人員を確保し、組織内で評価体制を確立することが期待される

⑤認証の取り消しとする基準・方法の設計

- 認証を受けた企業に関して、認証取り消しとする基準を設定する。

⑥評価項目に対する申請内容について、適格性を判断するための基準及び事実確認を行う方法の設計

- 評価項目ごとに申請に対する審査のポイント設定や審査ポイントごとの合否基準の設定、申請書の実事確認を行うための方法（必要書類の提出など）等を検討することが期待される。

ステップ3：地域事業者への進捗確認方法の詳細設計

①地域事業者の取組状況の進捗確認方法の設計

- 当初設定したK P Iに対する進捗状況を例えば、毎月ウェブ上で登録する、数か月おきに簡易報告書の提出を求めるなど、取り組みの進捗確認方法を明確化する。

②取組状況開示様式の作成

- 開示様式を作成し、認証企業に開示を求める頻度等を決定する。

③地域事業者の取り組みの進捗確認に必要な人員・予算等の見積もり、体制の構築

- 認証企業の取り組みの進捗確認に必要な作業項目の洗い出しを行い、必要となる人

1 員・予算等を把握した上で組織内に進捗確認体制を構築する。

2
3 **ステップ4：外部のステークホルダーとの協力体制の確立**

4 ①制度運用にあたり、外部のステークホルダーと協力すべき事項の特定

- 5 ○ 制度運用では、地域事業者への認知度向上のための広報活動等を行う必要があるため、
6 制度運用において協力が必要となる事項を特定、整理することが期待される。

7
8 ②協力相手候補(例：商工会議所等、地域の経済団体等との連携)の洗い出し、候補の外部機関
9 との交渉の上、協力体制の確立

10
11 ③認証等制度の運用では、地方公共団体が宣言・登録制度の運用を行い、認証については外
12 部格付け会社等と協力するなど、柔軟な制度の運用方法を検討することが可能である。

1 第5章 本ガイドラインの今後の方向性

2 本ガイドラインは、地域事業者のSDGsに関する取組の「見える化」と一層の推進を実現するため
3 の「地方創生SDGs登録・認証等制度」の構築に資する情報提供を目的に作成されたものであり、本
4 ガイドラインの活用方法は地方公共団体・民間団体などの登録・認証団体の判断に委ねられている。

5 したがって今後も、状況の変化や登録・認証制度の普及・進展に応じ、地方公共団体関係者、民間企
6 業、住民、有識者をはじめ関係各分野からのご意見を踏まえながら継続的に見直しを実施する予定とし
7 ている。

8
9

10 留意事項

11

12 本ガイドラインには法的拘束力はなく、ある行為等が、本ガイドラインに記載された事項（「べきであ
13 る」と表記した項目を含む。）に準拠しなかったことをもって、本ガイドラインに基づき法令上の罰則等
14 が課されるものではありません（ただし、その行為等が他の法令等に抵触する場合には、当然、当該法
15 令等に基づき罰則等が課される場合があるので留意が必要です。）。

16 地方創生SDGs金融調査・研究会（事務局：内閣府地方創生推進事務局）は、本ガイドラインに記
17 載された情報の利用等、又は、本ガイドラインの変更、廃止等に起因し、又は関連して発生する全ての
18 損害、損失又は費用について、いかなる者に対しても何らの責任を負うものではありません。

19